

◎岡山県告示第二百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 サッポロビール株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

氏名 代表取締役 高島 英也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 サッポロビール株式会社岡山ウイナリー

所在地 赤磐市東軽部1556

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	廃 止		
種	類	10-ニ 飲料製造業の用に供する る過施設(7)	同左		
能	力	1,800L/時	同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	-		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに	-		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに	-		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		8時30分～17時 7時間30分 9～11月運転	同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3	3	同左	
	p H	5～7	5～7		
	B O D (mg/L)	2,000	3,000		
	C O D (mg/L)	1,000	1,500		
	S S (mg/L)	200	200		
	油 分 (mg/L)	2	2		
	T - N (mg/L)	50	50		
	T - P (mg/L)	10	10		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和元年5月17日から同年6月7日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

◎岡山県告示第二百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称 所在地

更新年月日

独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター 加賀郡吉備中央町吉川七五二一

平成三十一年四月一日

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

〔一八三〕毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定による令和元年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

令和元年十一月二十六日（火曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山市北区いずみ町二丁目一番三号

岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ岡山）

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法（同令第七条第三項に規定する実地試験を含む。）

四 受験申請書類

試験を受けようとする者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）第六条の規定により、毒物劇物取扱者試験受験願書（以下「受験願書」という。）一通（出願前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦六センチメートル、横四センチメートルの写真を受験願書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験願書受付期間

令和元年八月十九日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所地を有する者で郵便又は信書便により提出する場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万七百二十円相当額の岡山県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

2 受験願書は、岡山県保健福祉部医薬安全課及び県内の各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/>）からダウンロードすることもできる。

3 受験願書は、住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外に住所地を有する者は、次の場所へ直接提出することとし、郵便又は信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

4 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

5 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験願書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、令和元年十二月二十四日（火曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 試験の詳細は、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせること。

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

〔一八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町山田庄字下中田八四五―一、八五二―一、字十五代八四八―四、
字北畑八五六―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

瀬戸内市邑久町尾張三〇〇―一

瀬戸内市長 武久 顕也

三 許可番号

岡山県指令建指第五〇号

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

〔一八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字スシカイ三〇八一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿三〇八一二

三宅 康治

三 許可番号

岡山県指令建指第三八三号

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

〔一八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字久々原九一三一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟九一三

國富 博之

三 許可番号

岡山県指令建指第三九五号

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

〔一八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字城山二五〇三、二五〇四、二五〇五―一、二五〇五―二、二五〇七、二五〇八、二五〇九―一、二五〇九―二、二五一〇、二五一―一、二五一―二、二五二七、二五三〇―一、二五三一―一、二五三四―四、二五〇八地先から二五〇九―二地先まで水路、二五〇九―一地先から二五〇九―二地先まで水路、二五二七地先水路、二五〇七地先から二五二〇地先まで道、二五三一―一地先から二五三四―四地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区新屋敷町一丁目一〇―一二二

有限会社 昌和産業

代表取締役 吉田 政義

三 許可番号

岡山県指令建指第一三六号

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

〔一八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字有安七九三〇―一、七九三一―二、七九三三―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市新本七九三一

守屋あずさ

三 許可番号

岡山県指令建指第八号

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

〔一八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字城山二五〇三、二五〇四、二五〇五―一、二五〇五―二、二五〇七、二五〇八、二五〇九―一、二五〇九―二、二五一〇、二五一一―一、二五一一―二、二五二七、二五三〇―一、二五三一―一、二五三四―四、二五〇八地先から二五〇九―二地先まで水路、二五〇九―一地先から二五〇九―二地先まで水路、二五二七地先水路、二五〇七地先から二五一一〇地先まで道、二五三一―一地先から二五三四―四地先まで道

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区新屋敷町一丁目一〇―一二二

有限会社 昌和産業

代表取締役 吉田 政義

五 許可番号

岡山県指令建指第一三六号

【一九〇】政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県総合捜査情報システム開発業務 一式

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県総合捜査情報システム開発業務委託仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 (086) 226-7264 (直通)

(2) 申請書の提出期限

令和元年6月24日(月) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年5月17日(金) から同年6月24日(月) まで(岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ260グラムであるので、注意すること。

- (3) 入札書の受領期限
令和元年6月26日(水) 午後4時
- (4) 開札の日時及び場所
令和元年6月27日(木) 午前11時
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年6月24日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Development of Okayama Prefecture General Information System for
Criminal Investigation 1 Set

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through March 31, 2020

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4 : 00 P.M. 26 June, 2019

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi, Okayama - ken, 700 - 8512,

Japan

Telephone : 086 - 234 - 0110, Ext. 2216

〔一九一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

警察電話用フレクシミリ 229式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び借入仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

令和2年2月1日から令和7年1月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づくと入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づくと再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づくと更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部装備課長の確認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
 - (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和元年6月24日（月） 午後4時
 - 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話（086）234-0110 内線2216
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

ア 交付期間

令和元年5月17日（金）から同年6月24日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和元年7月3日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和元年7月4日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年6月24日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Facsimile 229 set

(2) Lease period :
From 1 February, 2020 through 31 January, 2025

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 3 July, 2019

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外のすべての事項を含むものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第二の六の表の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年5月17日 岡山県公報 第12092号

◎岡山県公安委員会告示第六十九号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年五月十七日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	令和元年八月六日 （火曜日）から同月 八日（木曜日）まで の三日間	午前九時から 午後五時三十 分まで	岡山市北区厚生町三丁 目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
 - (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 二2に該当する者
検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- (ウ) 二3に該当する者
検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 二4に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- (オ) 二5に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所地在管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和元年六月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 受講手数料

二万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

5 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一番一八号）に委託して行う。

7 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。